田原市私立高等学校授業料補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、私立高等学校に在籍する者の保護者に対して授業料補助を行うことにより、公私立学校間における父母負担の格差是正を図り、もって教育の機会均等の原則を確保し、あわせて私立学校教育の振興に寄与することを目的とする。

(対象者)

- 第2条 この要綱による授業料の補助の対象となる者は、国及び地方公共団体 以外の者が学校教育法(昭和23年法律第26号)第1条の規定に基づき設 置している高等学校(以下「私立高等学校」という。)に在籍する者で、次の 各号に該当する者(以下「対象者」という。)とする。
 - (1) 授業料の補助を受けようとする学年度の10月1日(以下「基準日」という。) において私立高等学校に在籍する者
 - (2) 授業料の補助を受けようとする学年度の基準日において対象者の保護者が田原市に住所を有する者
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、この要綱による授業料の補助を受けることができない。
 - (1) 基準日において、当該学校における特待生または奨学生で、授業料の納付を全額または一部を免除されている者
 - (2) 通信制の課程、専攻科または別科に在籍する者

(補助の額)

第3条 補助金の額は、1学年度につき12,000円とする。

(補助の申請)

- 第4条 授業料の補助は、申請に基づいて行う。
- 2 前項の申請は、対象者の保護者(以下「申請者」という。)が行うものとする。
- 3 第1項の申請をしようとするときは、授業料の補助金交付申請書(様式1) を別に定める日までに田原市長(以下「市長」という。)に提出しなければな らない。

4 市長は申請者に対し、対象者の資格等を確認するために必要な資料の提出を求めることができる。

(決定の通知)

第5条 市長は、授業料補助金交付申請書を受理したときは、その内容を審査 し、適当と認めたときは、補助金の交付決定(様式2)を申請者に通知する ものとする。

(返還)

第6条 市長は、偽り、その他の不正な手段により授業料の補助を受けた者が あるときは、その者が既に受けた補助金の全部または一部を返還させること ができる。

(委任)

第7条 この要綱に定めるほか、必要な事項は市長が定める。

附則

この要綱は、平成2年10月1日から実施する。

附 則 (一部改正)

この要綱は、平成15年8月20日から実施する。

(様式1)

平成	年度田原市私立高等学校授業料補助金交付申請書
1 13/24	

平成 年 月 日

田原市長 殿

保護者 住所 田原市 氏名

(電話番号)

次のとおりですので、授業料補助金を交付してください。

))(高等学校				
学 校 名		科	学年		組
フリガナ					
生徒名	 保護者と	昭和・平成 の続柄	年	月	日生)
生徒の住所	田原市				
補助金交付額	金	円			

上記の者は、平成 年 月 日現在、本校第 学年 科に在学していることを証明する。

平成 年 月 日

学校名

学校長名

平成 年 月 日

平成 年度田原市私立高等学校授業料補助金交付決定通知書

殿

田原市長

平成 年 月 日付で申請のあった平成 年度田原市私立高等学校授業料補助金については、下記のとおり交付決定しましたので通知します。

記

- 1 交付額 金 円
- 2 生徒氏名等

学 校 名	学年	生徒氏名
高等学校	学年	

(注)授業料補助金は、 月末に口座振込の予定です。